高松市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口	歳 出 額	実質収支	人 件 費	人件費率	(参考)
	(令和2年1月1日)	A		В	B / A	平成30年度の人件
						費率
令和	418,692	154, 356, 762	2,733,731	30,028,485	19.5	19.2
元年度	人	千円	千円	千円	%	%

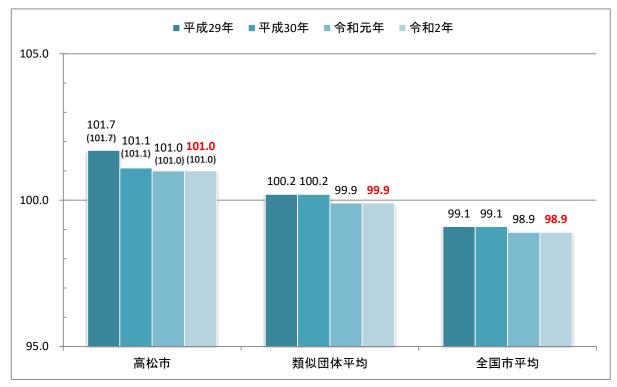
(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分 職員数 給料 与期末・動勉手当計 計 B 令和 2,946 11,157,738 3,057,757 4,745,481 18,960,97								
	区	分	職員数		糸	合 与	与	
令和 2,946 11,157,738 3,057,757 4,745,481 18,960,97			A	給	料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
	令和	1	2,946	11,15	7,738	3,057,757	4,745,481	18,960,976
元年度 人 千円 千円 千円 千円	元年	度	人		千円	千円	千円	千円

(参考)一人当	(参考)中核市
たり給与費	平均一人当た
B / A	り給与費
6, 436	6,405
千円	千 円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 - 2 職員数は、平成31年4月1日現在の人数である。
 - 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較する ため、国の職員数 (構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職

俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平 均したものである。
- ※ 令和2年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、
 - ②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み
 - ③国の運用と異なり、短高卒についても大卒と同様の昇任制度を設けているため。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手 当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[(実施) 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については、引下げ改定を行わない。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準6%に対し、高松市においても6%を支給。

(実施時期) 平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引上げることとし、平成27年4月1日時点は4%、給与改定後は平成27年4月に遡及し5%、平成28年4月1日から6%を支給。 (参考)

	平成 27 年	医度の支給割合	平成 28 年 度の支給	平成 29 年 度の支給	平成 30 年 度の支給	令和元年 度の支給	令和2年 度の支
	4月1日時点	遡及改定後	割合	割合	割合	割合	給割合
国基準による支給割合	4 %	5 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %
高松市の	4 %	5 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %
支給割合	4 /0	0 /0	0 /0	0 70	0 /0	0 /0	0 /0

③その他の見直し内容

単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。 (平成28年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和2年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
高松市	41.9歳	316,200円	403,318円	362,097円
香川県 43.5歳		327,600円	417,501円	360,515円
国 43.2歳		327,564円	_	408,868円
中核市	41.8歳	318,797円	405,898円	364,599円

②技能労務職

				公務員				民 間		参考
	区 分	平均年齢	職員数	平均給料 月額	平均給与 月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与 月額(B)	A/B
	高松市	49.8歳	347 人	349, 100	408, 251	382, 410	_	_	_	_
	うち清掃職員	53.1 歳	114人	366, 600	457, 772	402, 386	廃棄物処理 業従業員	46.2歳	300, 100円	1. 52
	うち学校給食員	49.1歳	122 人	357, 200	396, 818	390, 650	調理士	43.8歳	242, 500円	1. 63
	うち守衛	45.1歳	4人	367, 600	474, 475	415, 150	守衛	59.7歳	202,900円	2. 33
	うち用務員	56.0歳	25 人	380, 200	416, 168	411, 376	用務員	55.9歳	207, 900円	2.00
	うち自動車 運転手	55.8歳	10人	344, 100	394, 500	373, 370	自家用乗用 自動車運転者	56.7歳	234, 100 円	1. 68
	うちその他 技能労務職	43.1歳	72 人	296, 600	344, 760	326, 246				_
	香川県	53.3歳	11 人	313,775円	338, 183 円	332, 165 円			_	
	玉	50.9歳	2,319人	287, 283 円	- 円	328,862 円				_
	類似団体	50.2歳	210 人	326, 183 円	383, 335 円	358, 637 円	_	_	_	

			参	 考		
	区 分	年収べー		<u>,</u> 算値)の比較		
		公務員(0	C)	民間 (D)		C/D
	高松市	6, 740, 912	円		円	_
	うち清掃職員	7, 437, 364	円	4, 166, 100	円	1.78
	うち学校給食員	6, 660, 516	円	3, 284, 400	円	2.02
	うち守衛	7, 696, 700	円	2, 822, 500	円	2.72
	うち用務員	6, 976, 916	円	2, 862, 400	円	2. 43
	うち自動車運転手	6, 501, 800	円	2, 849, 500	円	2. 28
1	うちその他 技能労務職	5, 667, 320	円	_	円	_

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成29~令和元年の3ヵ年平均)。 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。 ※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年 度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③高等(特別支援、各種、専修)学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
高松市	45.6歳	389, 166円	432,998円
香川県	45.8歳	383,707円	431,758円
中核市	46.5歳	385,298円	442,650円

④小·中学校(幼稚園)教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
高松市	39.3歳	308,084円	346,067円
香川県	42.6歳	352,965円	393,623円
中核市	38.7歳	303,631円	354, 266円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和2年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (令和2年4月1日現在)

		• • • •		
区	分	高 松 市	香川県	国
60, 47 TA 155	大 学 卒	182, 200円	188,700円	182, 200円
一般行政職	高 校 卒	150,600円	154,900円	150,600円
++ 44、24 74 114	高 校 卒	155, 350円	143,800円	_
技能労務職	中 学 卒		136, 100円	_
高等(特別支援	大 学 卒	210,800円	210,800円	_
、各種、専修) 学校教育職	高 校 卒	166, 100円	166, 100円	_
小・中学校(幼	大 学 卒	182, 200円	210,800円	_
稚園)教育職	高 校 卒	150,600円	166, 100円	_

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和2年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
40. (-) rub	大 学 卒	263,380円	368,353円	387,607円	403,430円
一般行政職	高校卒	***	329,450円	368,088円	384,040円
I to the NA The wild	高校卒	208,400円	254,350円	361,253円	360, 357円
技能労務職	中 学 卒	_	_	361,450円	365, 569円
高等学校教育職	大 学 卒	303,836円	_	419,432円	431,575円
小・中学校(幼稚	1 200 -1-		0.00 0.00 H		
園)教育職	大 学 卒	_	342, 250円	399, 533円	***

※「***」については、対象者が1名であり個人の特定に繋がることから記載しないもの。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (令和2年4月1日現在)

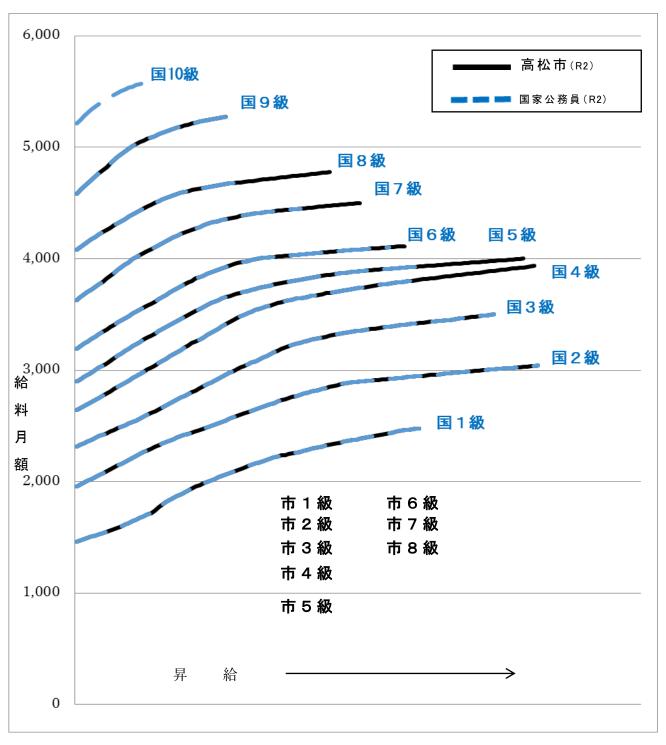
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の	最高号給の
				給料月額	給料月額
1級	主事、技師	263人	19.3%	146,100円	247,600円
2級	主事、技師	144人	10.6%	195,500円	304,200円
3級	主任主事、主任技師	193人	14.2%	231,500円	350,000円
4級	係長、主任主事、主任技師	283人	20.8%	264, 200円	393,500円
5級	課長補佐、副主幹	302人	22.2%	289,700円	400,000円
6級	課長、課長補佐	135人	9.9%	319,200円	411,200円
7級	局次長、課長	28人	2.1%	362,900円	450,100円
8級	局長、局次長	15人	1.1%	408,100円	477,600円
9級	局長	0人	0.0%	458,400円	527,500円

- (注) 1 高松市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

100%	9級 0.0%	8級 7級	9級 0.0%	8級 7級	9級 0.1%	8級 7級
90%	O 417	1.1% 2.1%	6級 10.6%	1.3% 1.8%	6級 10.5%	1.3% 3.2%
80%	5級		5級		5級	
70%	22.2%		20.7%		19.7%	
60%	4級		4級		A &B	
50%	20.8%		22.0%		4級 27.2%	
40%	3級		3級			
30%	14.2% 2 級		13.4% 2級		3級 18.2%	
20%	10.6%		8 3%		2級	
10%	1級		1級 22.0%		- 5.5% 1級	
0%	19.3%		22.0/0		14.5%	
2,7	令和2年の構成	戊比 1年	F前の構成		年前の構成	戊比

(2) 国との給料表カーブ比較表 (行政職 (一)) (令和2年4月1日現在)

(百円) 令和2年4月1日時点



(3) 昇給への人事評価の活用状況(高松市)

令和 2 年 4 月 2 日から令和 3 年 4 月 1 日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ.	イ. 人事評価を活用している)	0	
	活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
	上位、標準、下位の区分	0		0	
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)		0		0
口.	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

高 松 ī	市	香川	県	3	E
1人当たりの平均支給額	(令和元年度) 1.	人当たりの平均	支給額(令和元年度)		
1,	,608千円		1,737千円		
(令和元年度支給割合)) (令	和元年度支統	計合)	(令和元年度支	給割合)
期末手当 勤勉	边手当 期:	末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.6月分 1.	9月分 2.	. 6月 分	1.9月分	2.6月分	1.9月分
(1.45)月分 (0.9	90)月分 (1.	. 45)月分	(0.90)月分	(1.45)月分	(0.90)月分
(加算措置の状況)	(加	(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算 5%~20%	役	職加算	$5\sim20\%$	役職加算	$5\sim20\%$
	管	理職加算	$10 \sim 25\%$	管理職加算	10~25%

⁽注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況 (一般行政職) (高松市)

	令和2年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		0		0	
	活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
	上位、標準、下位の成績率				
	上位、標準の成績率				

	標準、下位の成績率	0	0	0	0
	標準の成績率のみ (一律)				
П.	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

(2) 退職手当(令和2年4月1日現在)

	高 松	市		玉	
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	26.3655 月分	勤続20年	19.6695月分	26.3655 月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	49.709 月分	49.709 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2%~20%加算) 1人当たり平均支給額 3,185千円 21,193千円			その他の加算 (定年前早期i	措置 退職特例措置 2	%~45%加算)

⁽注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(令和2年4月1日現在)

支 給 実 績(令和元	742, 465千円			
支給職員1人当たり平均支給年額	頁(令和元年	度決算)		240,982円
支給対象地域	支給率	支給対象	象職員数	国の制度(支給率)
高松市(下記を除く)	6%		3,095人	6%
< 医師·歯科医師 >	16%		2人	16%
東京都 (特別区)	20%		1人	20%
益城町	0%		1人	0%
倉敷 市	0%		1人	0%
宇和島市	0%		1人	0%
アルゼンチン	0%		1人	0%

(4) 特殊勤務手当(令和2年4月1日現在)

· /////// / / / / / / / / / / / / / / /								
支給実績(令和元		193,511 千円						
支給職員1人当た	り平均支給年額	額(令和元年度決算)		110,074 円				
職員全体に占める	手当支給職員の	の割合(令和元年度)		54.9 %				
手当の種類(手当	数)			3 1				
手当の名称	主な支給	主な支給対象業務	支給実績	左記職員に対す				
	対象職員		(元年度決算)	る支給単価				
税務事務職員	税務職	(1) 税務部長の職にある者又は納	15,754 千円	1日につき				
手当		税課、市民税課若しくは資産税		500円				
		課に勤務する職員で市税の賦課						
		徴収等に関する事務に従事した						
		もの						
		(2) 前号に定める職員で市税の滞	424 千円	差押調書 1件につき				

		納処分に従事したもの又は納税 課に勤務する職員(国保・高齢 者医療課、介護保険課及びこど も保育教育課に兼務を命ぜられ た者に限る。)で国税又は地方 税の滞納処分の例により処分で きる歳入の滞納処分に従事した もの	3 千円	200円 差押物件引揚 1件につき 300円
自動車乗務職員手当	技能労務職 一般行政職 ((2)のみ)	(1) 財産経営課、こども保育教育 課、環境指導課、環境業務課、 西部クリーンセンター、学校又 は中央図書館に勤務する職員の (2) 牟礼総合センター、環境指導 課、環境業務課又は西部員の (2) 牟礼総合をで、の (2) 牟礼総合をで、の (2) 牟礼総合をで、の (2) 牟礼総合をで、の (3) ・ は一、の (4) ・ は一、の (5) ・ は一、の (6) ・ は一、の (7) ・ は一、の (8) ・ は一、の (9) ・ は一、の (9) ・ は一、の (9) ・ は一、の (1) も (1) も (1		月額 4,400円
		の (3)環境指導課、環境業務課又は 西部クリーンセンターに勤務する職員で大型・小型特殊自動車 のうち、特に市長が指定する特 殊自動車を1日につき4時間以 上運転したもの (4)前号に定める特殊自動車に1		1日につき 340円 1日につき 340円
用地交渉等手当	一般行政職	日につき4時間以上同乗して作業に従事した職員 土地の取得等又はこれに係る損失の補償のために行う交渉業務に従事した職員	213 千円	1日につき 650円
夜間業務手当	一般行政職技能労務職	次のア又はイに掲げる職員(正 規の勤務時間による勤務の一部 又は全部が深夜(午後10時から 翌日の午前5時までの間をいう 。以下同じ。)である場合に限 る。)で、当該深夜においてそ れぞれア又はイに掲げる業務に 従事したもの ア 財産経営課に勤務する職員 守衛の業務	271 千円	1 勤務にそのの 780 円(それけが で で 務に表 務 間 が る る る る る る る る り り る り る り る る る る る

		イ 西部クリーンセンターに勤 務する職員 じんかいの焼却 又は破砕の作業	1,837 千円	合は410円) 1、100円(つきの 1、100円(では 1、100円(では 1、100円(では 100円でで 100円でで 100円で 100円で 100円で 100円で 100円で 100円で 100円で 100円で 100円で 100円で 100円で 100円で 100円で 100円で 1
交替制勤務手当	看護保健職	交替制勤務等に従事することに より、通常利用している交通機 関を利用できない職員	0円	1回につき 1,140円
公害防止等業務 手当	一般行政職	環境指導課に勤務する職員で、 現に使用されているし尿処理施設、ごみ処理施設、産業廃棄物 処理施設又は浄化槽の立入検査 に従事したもの又は直接騒音、 振動、大気の汚染、水質の汚濁 、悪臭等の規制若しくは調査指 導に従事したもの	115 千円	1日につき 270円
福祉事務従事職員手当	一般行政職看護保健職	(1) 社会福祉主事(同心得を含む。)、身体障害者福祉司(同心得を含む。)若祖祖司(同心得を含む。) おり で直接社会福祉、身体障害者福祉者に従事するもの とは で直接精神障害者福祉の業 ない で 直接精神障害者福祉の業 務に従事するもの	21, 574 千円	月額 8,500 円
		(2) 行旅死病人の収容又は保護に 従事する職員で、直接行旅死病 人の収容又は保護の業務に従事 したもの	0 円	行旅死亡人1 体につき 5,400円 行旅病人1件 につき 1,800円
保育・幼児教育従 事手当	福祉職	保育所、こども園又は幼稚園に 勤務する保育教育士等で、保育 又は幼児教育の業務に従事する もの	37,622 千円	
斎場業務手当	一般行政職技能労務職	(1) 市民やすらぎ課の斎場に勤務する職員で、直接火葬業務に従事したもの (2) 市民やすらぎ課の斎場に勤務する職員で、火葬補助業務に従事したもの		1日につき 2,500円 1日につき 250円

じんかい処理手 当	一般行政職技能労務職	(1) 市民やすらぎ課又は市営住宅 課に勤務する職員で、直接じん かいの収集又は処分に従事した もの	0 円	1日につき 960円
		(2) 環境指導課、環境業務課又は 西部クリーンセンターに勤務す る職員で、直接じんかいの収集 又は処分に従事したもの(自動 車の運転に従事した者を含む。	28, 154 千円	1日につき 1,260円
		(3) 南部クリーンセンター又は西 部クリーンセンターに勤務する 職員で、直接じんかいの焼却、 破砕又は選別の作業に従事した もの	7,941 千円	1日につき 960円
汚物処理手当	一般行政職技能労務職	衛生センター、下水道業務課、 下水道整備課又は下水道施設課 に勤務する職員で直接汚物処理 に従事したもの	664 千円	1 目につき 1,060 円
精神保健業務手 当	看護保健職	(1) 保健所に勤務する職員で、精神保健指定医の診察の立会い又は入院のための患者の移送の業務に従事したもの	1円	1日につき 290円
		(2) 保健所に勤務する保健師又は 精神保健福祉相談員で、精神障 害者の社会復帰に関する相談又 は指導の業務に従事したもの	259 千円	1 目につき 290 円
結核患者訪問手 当	看護保健職	保健所に勤務する保健師で、結 核患者の訪問指導の業務に従事 したもの	16 千円	1日につき 230円
狂犬病予防等作 業手当	医療技術職 技能労務職	(1) 犬、猫、有害鳥獣等の捕獲、 引取り、収容又は処分の作業 に従事したもの	1,348 千円	910円
		(2) 保健所に勤務する職員で、前 号の作業以外の狂犬病予防等に 係る作業に従事したもの		1日につき 250円
と畜検査業務手 当	医療技術職	保健所に勤務すると畜検査員で 、獣畜のとさつ又は解体の検査 業務に従事するもの	247 千円	1日につき 350円
市場職員手当	一般行政職	市場に勤務する職員で売買取引 の管理業務に従事したもの ア 正規の勤務時間による勤務と して午前5時15分から従事し	63 千円	1日につき 800円

		イ 正規の勤務時間による勤務と して午前6時15分から従事し た職員	75 千円	1日につき 600 円
高所・深所作業手当	一般行政職技能労務職	地上若しくは水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所又は地下若しくは水面下4メートル以上の深所で行う土木工事作業若しくはその監督又は検査の業務に従事した職員	0 千円	1日につき 300円
道路上作業手当	一般行政職 技能労務職	交通を遮断することなく行う道 路の維持修繕作業に従事した職 員		1 目につき 300 円
建築主事手当	一般行政職	建築主事の職にある者で建築物 の確認等の業務に従事したもの	220 千円	1日につき 250円
災害応急作業等 手当	全職種	(1) 異常な自然現象により重大な 災害が発生し、又は発生するお それがある現場において巡回監 視の業務に従事した職員	21 千円	1日に 480円(日まい 6日に 100円は 100分する 100分 100分 100分 100分 100分 100分 100分 100
		(2) 異常な自然現象により重大な 災害が発生した箇所又は発生す るおそれの著しい箇所で応急作 業又は応急作業のための災害状 況の調査の業務に従事した職員	31 千円	1 日につき 730 円(日で) 日で 円(まで) 日出おい場 でで 合は を の 分す する の の る を 初 り か に を か の が は の に を か の が は の に を か の が は か か の か る の が か か か か か か か か か か か か か か か か か か
消防業務手当	消防職	消防業務に従事する消防吏員(救急業務手当の項及び救助業務 手当の項に定める者を除く。)	5,660 千円	月額 1,700円
消防自動車乗務職員手当	消防職	(1) 車両総重量が8,000キログラ ム以上の消防用自動車の運転 に従事した消防吏員 (2) 車両総重量が8,000キログラ ム未満の消防ポンプ自動車の運		1 勤務につき 240 円 1 勤務につき 210 円
		転に従事した消防吏員 (3) 車両総重量が8,000キログラム未満の消防用自動車(消防ポンプ自動車を除く。)の運転に従事した消防吏員	3, 025 千円	1 勤務につき 190 円
夜間特殊業務手	消防職	交替制勤務者で、正規の勤務時 間による		

		勤務の一部又は全部が深夜にお		
		いて行われる業務に従事した消		
		防吏員		
		ア 深夜勤務が5時間以下のもの	28,088 千円	
			2,847 千円	730円
		イ 深夜勤務が2時間未満のもの	2,047 円	1 回 に り 3 410 円
救急業務手当	消防職	(1) 救急救命士の資格を有する消	5,223 千円	月額 7,000円
		防吏員で、救急救命処置の業務		
		に従事するもの		
		 (2) 救急業務に従事する消防吏員	3,487 千円	月額 3,400円
		(前号に定める者を除く。)		
			2 226 壬田	月額 3,400 円
救助業務手当	消防職	救助業務に従事する消防吏員	2, 220 T F1	月 領 3,400 円
年末年始等勤務	全職種	(1) 次のア又はイに掲げる職員		
手当		で、年始(1月1日から同月3		
		日までをいう。以下同じ。) 又		
		は年末(12月29日から同月		
		31日までをいう。以下同じ。		
)に平常勤務の態様で勤務に従		
		事したもの(消防吏員を除く。		
)		
		ア 環境指導課、環境業務課若	1,620 千円	1日につき 8,400円 (4
		しくは西部クリーンセンターに		時間以下の場
		勤務し、直接じんかいの収集若		合は4,200円)
		しくは処分に従事した職員(自		
		動車の運転に従事した者を含む		
		。)、南部クリーンセンター若		
		しくは西部クリーンセンターに		
		勤務し、直接じんかいの焼却、		
		破砕若しくは選別の作業に従事		
		した職員又は衛生センターに勤		
		務し、直接汚物処理に従事した		
		職員		
		イ アに掲げる職員以外の職員	714 千円	1日につき 5,300円 (4
				時間以下の場
			. —	合は2,650円)
		(2) 年始又は年末に宿直勤務又は	0 円	1 夜又は1日 につき 5,300
		日直勤務に従事した職員		円(半夜又は
				半日(4時間
				以下)の場合は2,650円)
		ただし、前号ただし書に定める	0 円	1 夜又は1日
		勤務場所において宿直勤務又は		につき 8,400
		日直勤務に従事した職員		円(半夜又は半日(4時間
		E 30.30 I R T U IC 180 只		以下)の場合
			0 = 10 = =	は 4,200 円)
		(3) 年始又は年末に平常勤務の態	2,548 千円	1日につき 1,700円
		様で勤務に従事した消防吏員		1,,,,,,,,
		- 13 -		

		(4) 年始後の3日間に平常勤務の態様で勤務に従事した職員で、環境指導課、環境業務に受力を表して、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、	1,188 千円	1 日につき3,300 円(4 時間以下の場合は1,650円)
有害物等取扱手	医療技術職	(1) 保健所に勤務する職員 (医師	0 千円	1日につき
当	技能労務職	若しくは診療放射線技師又はこ		160 円
		れらの職員を補助する者に限る		
		。)で、エックス線その他放射		
		線を人体に対して照射する業務		
		又はこれに準じる業務(MRI		
		検査を除く。)に従事したもの(2)保健所に勤務する職員で、病		
		原微生物検査に従事したもの(141 千円	1 日につき 290 円
		同一の日に次号の規定の適用を		290 円
		受けない者に限る。)		
		(3) 保健所に勤務する職員で、有	77 千円	1日につき
		害物(労働安全衛生規則(昭和4		290 円
		7年労働省令第32号)第13条第1		
		項第3号ヲに定める有害物をい		
		う。以下この号において同じ。		
)を使用する検査、試験等に従		
		事したもの又は有害物のガス、		
		蒸気若しくは粉じんを発散する		
		場所において立入検査に従事し たもの		
		(4) 保健所に勤務する職員で、直		
		接薬剤散布に従事したもの	0 円	1日につき
旧牌车业业势工	压连社往聯		2,580 千円	450 円 1 日につき
保健衛生業務手 当	医療技術職	直接保健指導その他保健師の業務に従事した職員	_, ~ ~ 1 1 1	150 円
			€	1 ロにへき
感染症治療等業	医療技術職	(1) 感染症の予防及び感染症の患	55 十円	1日につき 290円
務手当		者に対する医療に関する法律(
		平成10年法律第114号)第6条第		
		2項から第5項までに規定する 感染症その他これらに準ずる感		
		製作として市長が定める感染症		
		《以下この号において「感染症		
		」という。)に関して直接調査		
		•		

		し、又は感染症の病原体に汚染 されている区域にお移送若しくは移送若しくは移した物件の 当該病原体の行着した物件の 理作業に従事した職員 (2)家畜伝染病予第2条第1項人 定する伝染性疾病の原体に行う を発生の伝染性疾病の原体に行う でいる区域は当該病原体に行う付い されている区域は当該病原体の されている区域は当該病原体の されているでとは されての飼育又はは当該病原体の した物件の した物件の した物件の した物件の した物件の した物件の した物件の した物件の した物件の した物件の した物件の した物件の した物件の した物件の した物件の した物件に して にびきるに にびきる になった。 にな。 にな。 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、	0 千円	1 日につき 400 円
		職員 (3) 第1号に定める処理作業のう ち消毒の作業に従事した職員	0 円	1日につき 400円
	主幹教諭、養	(1) 非常災害時の緊急業務 ア 非常災害時における児童等 の保護又は緊急の防災・復旧	0 円	1日につき 8,000円
	護教諭等で 給料表の1級	業務	0 円	1 日につき 7,500 円
	、2級又は特2 級のもの	イ 児童等の負傷、疾病等に伴 う救急業務 ウ 児童等に対する緊急補導業 務	0 円	1日につき 3,750円
		(2)児童等引率指導業務(泊あり)	346 千円	1 目につき 5, 100 円
		(3) 週休日等に行う対外運動競技 等の児童等引率指導業務	606 千円	1 目につき 5, 100 円
		(4) 週休日等の部活動指導業務	74 千円	2 時間以上 3 時間未満 1 日につき 1,900円
			567 千円	3 時間以上 4 時間未満 1 日につき 2,700 円
			4,474 千円	1日につき
		(5) 週休日等の入学試験監督等業 務	0 円	3,600円 1日につき 1,800円(半日 程度 900円)
導手当	教務主任、学年主任、生徒	教務その他の教育に関する業務 についての連絡調整及び指導助	409 千円	1日につき 200円
	指導主事等	言の業務		

(5) 時間外勤務手当

支給 実績	1,193,400千円
(令和元年度決算)	
職員1人当たり平均支給年額	373千円
(令和元年度決算)	
支給 実績	1,111,235千円
(平成30年度決算)	
職員1人当たり平均支給年額	351千円
(平成30年度決算)	

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和元年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当(令和2年4月1日現在)

		> 1 — (19.14 — 1	1/1 1 F			
手 当	名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (令和元年度 決算)	支給職員1人当たり 平 均 支 給 年 額 (令和元年度決算)
技 養 居 手		扶養親族のある職員 ・配偶者及び子以外の 扶養職族 行政職俸給表(一)7級 相当政職俸給表(一)8級 相当政職俸給表(一)8級 相当政職俸給表(一)9級 相当政職俸給表(一)9級 相改以下 一)2級 10,000円 ※満島満のできるのののできるのできるのできるのできるののできるののであるのでであるのであるのであるのであるのであるのでできるいできるいできるのできるのできるのできるのでは、 自のできるいまにできるのでは、 は、このでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	同じ 異なる	【借家・借間居住者】 ・家賃27,000円以下 家賃-16,000円 ・家賃27,000円超 61,000円未満	331, 315千円	243, 257円 243, 257円 278, 360円
通勤手	当	【借家・借間居住者】 ・家賃23,000円 ・家賃23,000円 ・家賃23,000円超55 ,000円以下 (家賃 23,000円 円)× 1/2+11,00 0円 ・家賃55,000円超 27,000円 通勤ののためにをを選りののためにをです。では、例とすること、例とすること、ののというでは、のというでは、のというでは、のというでは、のというでは、のというでは、のというでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、の	異なる	61,000円未凋 (家賃額-27,000 円)× 1/2+ 11,000円 ・家賃61,000円以 上 28,000円 国:上限額 55,000円	227, 720千円	82, 477円

	T		т		
	した場合の通勤距				
	離が片道2km以上で				
	あること				
	【公共交通機関等				
	の利用者】				
	・原則として、6か				
	月定期券相当額(上				
	限額なし)				
	【自動車等の使用	異なる	国:2,000円~		
	者】		24,500円		
	通勤のために自動 車等の使用を常例				
	とすること、徒歩に				
	より通勤するもの				
	とした場合の通勤				
	距離が片道2km以上				
	であること				
	支給額:2,700円~3				
	0,700円				
管理職手当	管理又は監督の地	異なる	国:31,700円~	288,010千円	43,676円
	位にある職員の職	27.00	146, 400円	,	,
	のうち、市長の定め		110, 100, 3		
	るものに支給				
	・属する職務の級及				
	び区分に応じ定め				
	る額(定額)				
	40,000~103,700円				
初任給調整手	医員の職等にある	同じ	_	9,553千円	955, 320円
当	職員に、採用の日か				
	ら一定期間支給				
	・職員の区分及び採				
	用日以後の期間の				
	区分に応じ308,300				
	円以内				
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜ	異なる	国:一般の宿日	一円	一円
	られた職員に支給		直勤務1回につ		
			き4,200円		
単身赴任手当		同じ		1,758千円	586,000円
	の移転により単身				
	で生活する職員に		1		
					I
然 田 吟 旦	支給	田小マ	R 0 000 R	6 161 4 M	72 420⊞
管理職員	支給 (1)管理職員が臨時	異なる	国:6,000円~	6,464千円	73, 428円
管理職員 特別勤務手当	支給 (1)管理職員が臨時 又は緊急の	異なる	18,000円(勤務	6,464千円	73, 428円
	支給 (1)管理職員が臨時 又は緊急の 必要により週休日	異なる	18,000円(勤務 6時間超	6,464千円	73, 428円
	支給 (1)管理職員が臨時 又は緊急の 必要により週休日 等に勤務した場合	異なる	18,000円(勤務 6時間超 9,000~	6, 464千円	73, 428円
	支給 (1)管理職員が臨時 又は緊急の 必要により週休日 等に勤務した場合 に支給 勤務1回に	異なる	18,000円(勤務 6時間超	6, 464千円	73, 428円
	支給 (1)管理職員が臨時 又は緊急の 必要により週休日 等に勤務した場合 に支給 勤務1回に つき 6,000円~	異なる	18,000円(勤務 6時間超 9,000~	6, 464千円	73, 428円
	支給 (1)管理職員が臨時 又は緊急の 必要により週休日 等に勤務した場合 に支給 勤務1回に つき 6,000円~ 12,000円(勤務6時	異なる	18,000円(勤務 6時間超 9,000~	6, 464千円	73, 428円
	支給 (1)管理職員が臨時 又は緊急の 必要により週休日 等に勤務した場合 に支給 勤務1回に つき 6,000円~ 12,000円(勤務6時 間超	異なる	18,000円(勤務 6時間超 9,000~	6, 464千円	73, 428円
	支給 (1)管理職員が臨時 又は緊急の 必要により週休日 等に勤務した場合 に支給 勤務1回に つき 6,000円~ 12,000円(勤務6時 間超 9,000円~18,000)		18,000円(勤務6時間超9,000~27,000円)	6, 464千円	73, 428円
	支給 (1)管理職員が臨時 又は緊急の 必要により週休日 等に勤務した場合 に支給 勤務1回に つき 6,000円~ 12,000円(勤務6時 間超 9,000円~18,000) (2)平日深夜に勤務	異なる 異なる	18,000円(勤務6時間超9,000~27,000円)	6, 464千円	73, 428円
	支給 (1)管理職員が臨時 又は緊急の 必要により週休日 等に勤務した場合 に支給 勤務1回に つき 6,000円~ 12,000円(勤務6時 間超 9,000円~18,000) (2)平日深夜に勤務 した場合に支給		18,000円(勤務6時間超9,000~27,000円)	6, 464千円	73, 428円
	支給 (1)管理職員が臨時 又は緊急の 必要により週休日 等に勤務した場合 に支給 勤務1回に つき 6,000円~ 12,000円(勤務6時 間超 9,000円~18,000) (2)平日深夜に勤務		18,000円(勤務6時間超9,000~27,000円)	6, 464千円	73, 428円

義務教育等	高等学校に勤務す		6,241千円	73, 428円
教員特別手当	る教育職員等に支			
	給			
	・職員の区分に応じ			
	職務の級、号級に対			
	応する額			

5 特別職の報酬等の状況(令和2年4月1日現在)

	<u>ζ</u>		分	給	料	月	額	等	
給料	市長副市長		長 長	1,110,000円		(参考)類似団体における 1,180,000円/ 974,000円/			
報	議	- 114	長	727,000円			827,000円/	584,000円	
酬	副	議	長	647,000円			748,000円/	504,000円	
	議市		員 長	608,000円			700,000円/	475,000円	
期末	副	市	長		(令和	元年度支票 3.40月分			
手当	議副議	議	長長員		(令和元年度支給割合) 3.40月分				
退職	市副	市	Ę Ę	(算定方式) 111万円×勤続年数×500/ 89.7万円×勤続年数×400		2, 22	の手当額) 20万円 35.2万円	(支給時期) 任期毎 任期毎	
手当	備		考						

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 - 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期 (4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

	_	区 分	職	数	対 前 年	主 な 増 減 理 由
部門			令和元年	令和2年	増減数	
	_	議会	19	19	·	業務の見直し(▲18)、
普	般	総務	417	426	9	非常勤化(▲1)、
	行	税務	132	135	3	任期付職員の任期満了(▲1)
通	政	民生	717	739	22	派遣(1)、派遣終了(▲1)、
	部	衛生	363	367	4	業務増 (62)
会	門	労 働	1	1		
		農林水産	6 5	6 6	1	
計		商工	3 9	40	1	
		土木	210	212	2	
部		計	1,963	2,005	4 2	〈参考〉
						人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 (R2) 46.94人
門						(中核市平均の人口1万人当たりの職員数) 45.63人
	教育	部門	498	495	A 3	業務の見直し(▲14)、派遣終了(▲2)、
						業務増 (13)
	消防	部門	485	478	▲ 7	
	小	計	2,946	2,978	3 2	〈参考〉
						人 口 1万 人 当 た り 職 員 数 (R2) 69.72人
						(中核市平均の人口1万人当たりの職員数) 63.30人
公	病院		4 4 9	465	1 6	業務の見直し (▲2) 、
営	水道					業務増 (25)
企会	交通					
業計	下水		8 9	88	1	※水道部門は香川県広域水道企業団において対象
等部	そのも		164	172	8	とする。
門	小	計	702	725	23	
	合	計	3,648	3,703	5 5	〈参考〉
						人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 (R2) 86.69人
			[4,005]	[4,005]		
			1			1

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 - 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和2年4月1日現在)



	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
区 分		}	>	>	>	>	}	>	>	>	>		計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
職員数	10	173	364	352	419	318	399	502	397	305	320	144	3,703

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 年 度	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	1,880	1,915	1,978	1,974	1,963	2,005	125 (6.6%)
教育	464	468	463	481	498	495	31 (6.7%)
消防	471	471	472	478	485	478	7 (1.5%)
普通会計計	2,815	2,854	2,913	2,933	2,946	2,978	163 (5.8%)
公営企業等会計計	852	847	854	702	702	725	▲ 127 (▲ 14.9%)
総合計	3,667	3,701	3,767	3,635	3,648	3,703	36(1.0%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 - 2 合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア決算

区分	総費用	純損益又は実	職員給与費	総費用に占める	(参考)
	A	質収支	В	職員給与費比率	平成30年度の総費用に
				B / A	占める職員給与費比率
令和	千円	千円	千円	%	%
元年度	10,860,350	0	492,181	4.5	4.7

(注)資本勘定支弁職員に係る職員給与費 221,742千円を含まない。

区分	職員数		給	١	与	費		一人当	たり	(参考)市町村平均
	A	給 ;	料	職員手当	期末・勤勉手当	計	В	給与費	B/A	一人当たり給与費
令和	人	Ŧ	千円	千円	千円		千円		千円	千円
元年度	90	349,4	444	82,109	149,727	58	1,280	6	, 459	6,130

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 - 2 職員数は、平成31年4月1日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和2年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
下水道事業	42.7 歳	356,579 円	538,222 円
団 体 平 均	43.0 歳	337,655 円	510,496 円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

高松市 (下水道事業)	高松市 (一般行政職等)		
1人当たり平均支給額(令和元年度)	1人当たり平均支給額(令和元年度)		
1,664千円	1,608千円		
(令和元年度支給割合)	(令和元年度支給割合)		
期末手当勤勉手当	期末手当 勤勉手当		
2.6月分 1.9月分	2.6月分 1.9月分		
(1.45)月分 (0.90)月分	(1.45)月分 (0.90)月分		
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・ 役 職 加 算 5 ~ 2 0 %	・ 役 職 加 算		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和2年4月1日現在)

高松市 (下水道事業)	高松市 (一般行政職等)
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤 続 2 0 年 19.6695月分 26.3655 月分	勤 続 2 0 年 19.6695月分 26.3655 月分
勤 続 2 5 年 28.0395月分 33.27075月分	勤 続 2 5 年 28.0395月分 33.27075月分
勤 続 3 5 年 39.7575月分 47.709 月分	勤 続 3 5 年 39.7575月分 47.709 月分
最高限度額 47.709 月分 47.709 月分	最高限度額 47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置
(2~20%加算)	(2~20%加算)
(退職時特別昇給 —)	(退職時特別昇給 —)
1人当たり平均支給額 - 千円 21,125千円	1人当たり平均支給額 3,185千円 21,193千円
/ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額 である。

ウ 地域手当

(令和2年4月1日現在)

支 給 実 績(令和	22,257千円				
支給職員1人当たり平均支給		247, 303円			
支給対象地域	支給率	支給	対象職員数	一般行政職の制度	(支給率)
高 松 市	6 %		90 人		6 %

工 特殊勤務手当(令和2年4月1日現在)

支給実績(令	支給実績(令和元年度決算)					978千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決						34,940円
算)						
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和元年						31.1%
度)						
手当の種類 (手当数)					1
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象	業務	支給実績	左記職員	員に対する支給
				(令和元年度決算)		単価
汚物処理手当 直接汚物処理に 汚物の処理・			清 掃	978千円	日額	1,060円
	従事した職員	、マンホール	内で			
		の作業・測量	等			

才 時間外勤務手当

支給実績 (令和元年度決算)	26,542 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	340 千円
支給実績 (平成30年度決算)	37,140 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	482 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 - 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和元年度決算)」 と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当 の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和2年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (令和元年度 決算)	支給職員1人当た り平均支給年額 (令和元年度決算)
管理職手当	一般行政職の制度と同じ	闰	同	8,106千円	675,525 円
扶養手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	13,404千円	285,181 円
住居手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	4,452千円	278,236 円
通勤手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	6,365千円	77,621 円
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	- 千円	- 千円
管理職員特別勤	一般行政職の制度と同じ	同	同	4千円	4,000 円
務手当					
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給・勤務1時間につき、 1時間あたりの給与額×25/100	同	同	- 千円	— 円

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア決算

_	U C 5F					
	区 分	総費用	純損益又は実質	職員給与費	総費用に占める	(参考)
		A	収支	В	職員給与費比率	平成30年度の総費
					B/A	用に占める職員給
						与費比率
	令和	千円	千円	千円	%	%
	元年度	9,515,372	682,888	3,714,396	39.0	41.3

区分	職員数	給	ì 与		費	一人当たり
	A	給 料	職員手当	期末•勤勉手当	計 B	給与費 B/A
令和	人	千円	千円	千円	千円	千円
元年度	454	1,828,916	1,080,340	805,140	3,714,396	8,181

平成30年度の -人当たり給与費 千円 7,991

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 - 2 職員数は、平成31年4月1日現在の人数である。

イ 特記事項

給料の削減:平成25年1月1日から平成26年12月31日までの間(後述の期間を除く。)、

給料の月額を職務の級に応じて1%~5%減額

平成 25 年 7 月から平成 26 年 6 月までの間、給料の月額を職務の級に応じて 2.75 %から 8.75%減額 (医師・歯科医師は $1\sim5$ %減額)

平成30年1月1日から令和元年12月31日までの間、給料の月額を職務の級に応じて1%~5%減額

管理職手当の削減: 平成 23 年度から平成 26 年度までの間、職層ごとの定額から一律 5 %減額 平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までの間、職層ごとの定額から一律 5 %減額

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (令和2年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
病院事業 (医師)	46.2歳	480,656 円	1,373,408 円
(看護師)	41.8歳	318,459 円	503,169 円
(医療技術)	44.7歳	320,721 円	506,201 円
(事務)	40.6歳	323,829 円	522,651 円
(労務)	59.0歳	366,750 円	522,681 円
団 体 平 均	40.7歳	327,314円	576,631 円
事業者	歳		P

(注) 平均月収額には、期末勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

高松市 (病院事業)	高松市 (一般行政職等)		
1人当たり平均支給額(令和元年度)	1 人当たり平均支給額(令和元年度)		
1,190千円	1,608千円		
(令和元年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(令和元年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.9月分 (1.45)月分 (0.90)月分		
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算 5~20%	・ 役 職 加 算 5 ~ 20%		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和2年4月1日現在)

高松市	节(病院事業)	高松市 (一般行政職等)					
(支給率)	自己都合	勧奨·	定年	(支給率)	自己都合	応募認定・	定年	
勤続20年	19.6695月分	26.3655	月分	勤続20年	19.6695月分	26.3655	月分	
勤続25年	28.0395月分	33.27075	月分	勤続25年	28.0395月分	33.2707	5月分	
勤続35年	39.7575月分	47.709	月分	勤続35年	39.7575月分	47.709	月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709	月分	最高限度額	47.709 月分	47.709	月分	
その他の加算措置	置 定年前早期	退職特例	措置	その他の加算	惜置 定年前早	期退職特例	措置	
(2~20%加算)					$(2 \sim 2)$	0%加算)		
(退職時特別昇給	_)	(退職時特別昇編	給 —	,)	
1人当たり平均支給額	393千円	22,04	8千円	1人当たり平均3	支給額 3,185千	円 21,193	千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された 平均額である。

ウ 地域手当(令和2年4月1日現在)

支給 実績(令和		150,935千円		
支給職員1人当たり平均支給年		336,833円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数		一般行政職の制度 (支給率)
高松市(下記を除く)	6 %	420人		6 %
<医師・歯科医師>	16 %		59人	16 %

工 特殊勤務手当(令和2年4月1日現在)

11 % - 255 155 1	1 (13 1F 2 1	4万1日犹征/	1					
支給実績(令和元年	F度決算)		172,507 千円					
支給職員1人当たり) 平均支給年額	頁(令和元年度決算)	516,799 円					
職員全体に占める言	手当支給職員 <i>0</i>)割合(令和元年度)		72.7 %				
手当の種類(手当数	效)			16				
手当の名称	主な支給対	主な支給対象業務		支給実績 (令和元年度決	左記職員に			
	象職員			算)	対する支給			
					単価			
自動車乗務職員手	技能労務職	市民病院塩江分院に		0千円	月額 4,400			
当		職員で、自動車の運転るもの	に化争り		円			
用地交渉等手当	一般企業職	土地の取得等又はこれ	れに係る	0千円	1日につき			
		損失の補償のために	うう交渉		650 円			
交替制勤務手当	看護職	業務に従事した職員 交替制勤務等に従事	ナステレ	0千円	1回につき			
人日时期初了二	自吸机	により、通常利用して		0 1 1 1	1,140円			
		機関を利用できない職						
診療指導手当	医師又は歯 科医師	病院に勤務する医師と既師で医療技術の指導		34,420千円	月額250,000 円までの範			
	77 区 叫	するもの	异仁化 尹		囲内で管理			
		, - 0			者が定める			
开放工业	医萨力及华	定购2. 料效 4. 7. 医 65:	고사투자	00 0007 11	額			
研究手当		病院に勤務する医師」医師で次に掲げるもの		33,033千円				
		(1) みんなの病院			月額80,000			
		は市民病院塩江分院院			円			
		(2) みんなの病院院	長補佐		月額75,000 円			
		(3) 市民病院塩江2	分院副院		月額70,000			
		長又はみんなの病院医	療局長		円			
		(4) 総括部長			月額65,000 円			
		(5) 市民病院塩江2	分院医療		月額60,000			
		局長又は診療部長			円			
		(6) 医長			月額50,000			
		(7) 副医長			円 月額40,000			
					円			
		(8) 医員			月額30,000 円			
病院業務従事手当	全職種	(1) 病院に勤務する	栄養士、	123千円	<u>円</u> 1日につき			
	.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	調理職員又は精神病棟	、感染症	,	150円 (第3			
		病棟若しくは感染症	房室に勤		号の適用を			
		務する用務職員			受ける場合を除く。)			
		(2) 病院に勤務する	職員(前	59千円	1日につき			
		号に該当する職員及る	び条例第		130円 (次号			

	4条の規定の適用を受ける職員を除く。)で、医療業務に従事したもの(3)前2号のいずれかに該当する者で、精神保健指定医の診察の立会い又は入院のための患者の移送の業務に従事し		の適用を受ける場合を 除く。) 1日につき 290円
有害物等取扱手当	たもの (1) 病院に勤務する職員体 (1) 病院に勤務する職員体 (2) で、 (3) 病原研究、検査及び働働 (4) 年等の (4) 年等の (4) 第32号)第13条第1項う。 (5) 第4年 (5) 第32号)第13条第1項う。 (5) 第32号)第13条第1項方。 (5) 第4年 (6) 第32号) (6) 第4年 (7) 第4日 (7) 第4日	2,433千円	1日につき 160円
	(2) 病院に勤務する職員(医師若しくは診療放射線技師又はこれらの職員を補助する者に限る。)で、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する業務又はこれに準じる業務(MRI検査を除く。)に従事したもの		1日につき 160円
精神病治療業務手当	病院に勤務する職員で、重大な精神障害がある者に接して治療業務に従事したもの又は直接、重大な精神障害がある者に接する業務に従事したもの	0千円	1日につき 150円
死体取扱手当	病院に勤務する看護師又は臨 床検査技師で、死体の解剖補助 作業に従事したもの	1千円	1 体につき 400円
感染症治療等業務手当	(1) 病院に勤務する職員で、 感染に勤務する職員で、 透染症病棟又はは感染症接、 造滅を で、 透染を が発生した。 の病所体の が関係を が関係を が関係を が関係を が関係を が関係を が関係を が関係を	8千円	1日につき 150円 1日につき 290円 1日につき 400円
診療手当	(1) みんなの病院の産科に 動務のないは助産師で、分 が大きないでは、 一年で、 一年で、 一年で、 一年で、 一年で、 一年で、 一年で、 一年で	28,927千円	1 件につき 10,000円 1 件につき 5,000円

理職手当の支給を受けている 者に限る。)で、宿直勤務又は 日直勤務を命ぜられた時間に おいて1時間以上の診療業務 に従事したもの

ア 診療業務に従事した時間 (以下「診療時間」という。) が1時間以上2時間未満であ る場合

イ 診療時間が2時間以上4時間未満である場合

ウ 診療時間が4時間以 上6時間未満である場合

エ 診療時間が 6 時間以上である場合(オに該当する場合を除く。)

オ 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた時間の全

1回につき 6,000円

1回につき 12,000円 (日直勤務 (その従事 時間が高松 市立病院宿 日直規程(平 成23年高松 市病院局管 理規程第18 号。以下「宿 日直規程」と いう。) 第3 条第1項第 2号に規定 する従事時 間であるも のに限る。以 下この項に おいて同じ。)において診 療時間が3 時間45分を 超えた場合 は、22,000 円) 1回につき 18,000円 (日直勤務 の場合には、 28,000円) 1回につき 24,000円 (日直勤務 の場合又は 宿直勤務(そ の従事時間 が宿日直規 程第3条第 1項第1号 に規定する 従事時間で あるものに 限る。以下こ の項におい て同じ。) に おいて診療 時間が10時 間15分を超 えた場合は、 34,000円)

1回につき

44,000円(宿

	部に事し				診	療	業	務	に	従		直勤務を命ぜられた時間が5時間未満の場合
	(3) 又の除日間事	は支く直に	歯給。勤お	科を)務い	医受でをて	師け、命	(て宿ぜ	管い直ら	理る勤れ	職者務た	手又	は、28,000 円)
	ピア療え合	日 間 場	直が合	勤 3 (務時ウ	間	45	分	を	超		1回につき 10,000円
	イ療え合い	間 場 除	が合く	10	時 ウ)	間に	15 該	分 当	をす	超る	場	1回につき10,000円
	ウ務部事	· 命 . お	ぜい	らて	れ	た	時	間	の	全		1回につき 20,000円(宿 直勤務を時間が5時間 末満の場合 は、10,000円)
	(4) (4) (5) (5) (4) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	· 、 外	救来	急,患	患 者	者を	(V)	救う	急。	車)	に の	1件につき 3,000円 (当該が時間 以外に が が り り り り り り り り り り り り り り り り り
	(5 務時 階	る 引以	医外	師に	で 全	、 身	正麻	規	の	勤	務) 1 件につき 5,000円
	(師等第る公認じかづお等のので、2公共め。じきいか応	、医5的団る)め、てら	病療)医体団と締正当依	院法を療そ体の結規該頼	と(3機のを間しの公の	公昭1関他いにた勤的あ	的和以又管うお協務医っ	医23 対は理。い定時療た	療年見地者以てに間機診	機法と方が下あ基中関療	関律す 同ら に	1日につき10,000円(3時間未満の場合は、6,000円)
	(7) 師で 行れ に従	*、 > れ	病 る	院制診	相原をも	互 の の	間応	に	お	V	て	1日につき 5,000円 (臨時又は 緊急の必要 による応援
						27						

ı	ı		•	,
				業務に従事
				した場合は、
おするなってい	元 在	岸防 , 排放上,足可一	1 110 T III	10,000円)
輪番業務従事手当	医師	病院に勤務する医師で、病院群齢系制によるこれが	1,110十円	1回につき 10,000円(4
		院群輪番制による二次救急業務に従事したもの		10,000円(4
		忌 来 務 に 促 争 し た も の		場合は、
				物 ロ は、 5,000円)
待機手当	医師	病院に勤務する医師(産科、婦	7,387千円	5,000 🗇 /
10 100 7 3	看護職	人科及び麻酔科の医師に限	1,001 1	
	医療技術	る。)又はその他の職員(診療		
	職	放射線技師、臨床檢查技師、薬		
		剤師、助産師及びみんなの病院		
		の手術室又は3病棟に勤務す		
		る看護師に限る。)で、救急患		
		者に対処するため、正規の勤務		
		時間以外において自宅等での		
		待機の態勢を命ぜられたもの		
		ア 午後5時15分から翌日の		1回につき
		午前8時30分まで待機した職		3,000円
		員(みんなの病院の3病棟に勤		
		務する看護師を除く。以下この		
		項アにおいて同じ。) 又は週休		
		日、休日若しくはこれに相当す		
		る日に午前8時30分から午後		
		5 時15分まで待機した職員 イ 午後7時15分から翌日の		1回につき
		午		2,600円
		員(手術室に勤務する看護師で		2,00011
		アの規定の適用を受けないも		
		のに限る。)		
		ウ 午前1時から午前7時ま		1回につき
		で待機した職員(みんなの病院		1,200円
		の3病棟に勤務する看護師又		
		は助産師(アの規定の適用を受		
La PIP - Pilla fela - Paris		けない者に限る。)に限る。)		
夜間看護等手当	看護職	(1) 病院に勤務する看	60,639千円	
		護師又は管理者がこれに		
		準ずると認める職員(いず れも正規の勤務時間によ		
		る勤務の一部又は全部が		
		深夜(午後10時から午前5		
		時までの間をいう。以下同		
		じ。)である場合に限る。		
)で、当該深夜において看		
		護等の業務に従事したも		
		σ		
		ア当該正規の勤務時間		1回につき
		が深夜の全部を含むもの		6,650円
		である場合		
		イ当該正規の勤務時間		
		が深夜の一部を含むもの		
		である場合		1回にへき
		(ア) 深夜における勤務 時間が4時間以上のとき		1回につき 3,550円
		(イ) 深夜における勤務		3,550円
		時間が2時間以上4時間		3,100円
		未満のとき		-, -
		(ウ) 深夜における勤務		1回につき
		時間が2時間未満のとき		2,150円
		(2) 病院に勤務する職		1回につき
		員(看護師及び前号の職員		3,500円

災害応急作業等手当	全職種	を除くものとし、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜である場合に限る。)で、当該深夜において看護補助の業務に従事したもの (1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において巡回監視の業務に従事した	1日につき 480円 (日没から 日出までの
		職員 (2) 異常な自然現象により 重大な災害が発生した箇所又 は発生するおそれの著しい箇 所で応急作業又は応急作業の ための災害状況の調査の業務 に従事した職員	間従合にのす算173(日間従合にのおしそのに額たに円没まおしそのに初たに円没まおしそのにいたの100当加)き、らのて場額分当加)き、らのて場額分当のは場額分当のでは、100分割の当りのでは、100分割の
年末年始等勤務手当	全職種	同月3日まで。以下同じ。) 又は年末(12月 29日から 同月 31日まできり。の 同月 31日まで常勤務の でで、)にで常勤務職員 で一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、	する額を加 第したので 1日につき 5,300円(4 時場合の以は2,650 円 1日につのは2,650 円 1日にののでである。 1日にののでは4 1日にののでである。 1日にののでは4 1日にののでする。 1日にののは4 1日にののでする。 1日にのでする。 1日にのです
		直勤務又は日直勤務に従事した職員 ただし、前号ただし書に定める勤務以は日直勤務に従事した職員	日につき 5,300円(半 夜又は半日 (4時間合 ア)の場合 2,650円) 1 夜又つけ 日になって (4時間合 (4の円) 下)の場合 (4時間合 (4の円)

才 時間外勤務手当

支給実績(令和元年度決算)	354,255 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和元年度)	877 千円
支給実績(平成30年度決算)	306,718 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成30年度)	761 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 - 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和元年度決算)」 と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手 当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和2年4月1日現在)

カ その他・	の子当 (サ州 2 千4万1百 T	71 IL /		I	
手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度 との異同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員1人 当たり 平均支給年額 (令和元年度決算)
扶養手当	共養親族のある職員に支給 ・配偶者 10,000円 ・子 8,500円 ・上記以外の扶養親族 6,500円 ・配偶者がない場合1人目の 子 10,000円 ※満16歳の年度初めから満 22歳の年度末までの間にあ る子1人につき5,000円加算	同じ	Į	43,632千円	257,723 円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃を支払っている職員又は世帯主である職員に支給【借家・借間居住者】・家賃23,000円以下家賃-12,000円・家賃23,000円超55,000円以下(家賃額-23,000円)×1/2+11,000円・家賃55,000円超27,000円	同じ	_	31,600千円	308,898 円
通勤手当	通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、のとした場合の通勤距離が「対立km以上であること」(公共交通機関等の利用者」・原則として、6か月定期券相当額(上限額なし)【自動車等の使用者】通勤のために自動車等の使用者】通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤距離が片道2km以上であること支給額:2,700円~30,700円	同じ		31,502千円	87,554 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうち、市長の定めるものに支給・属する職務の級及び区分に応じ定める額(定額)29,500~111,700円	同じ	_	43,776千円	781,720 円

1	•				
初任給調整手当	医員の職等にある職員に、 採用の日から一定期間支給	同じ	_	155,916千円	3, 087, 443
	・職員の区分及び採用日以				円
	後の期間の区分に応じ				
	308,600円以内				
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職 員に支給	同じ		33,031千円	385,880 円
単身赴任手当	異動または勤務所の移転に	同じ	_	1,506千円	360,000 円
17776121	より単身で生活する職員に	1. 7 0		2,000111	
	支給				
夜間勤務手当	正規の勤務時間として	同じ	_	40,093千円	205,816 円
	深夜に勤務した職員に	1. 7 0		10,000 13	_00,010 1
	支給				
	・勤務1時間につき、				
	1時間あたりの給与額				
	×25/100				
管理職員	(1)管理職員が臨時又は緊	同じ	_	76千円	126,667 円
特別勤務手当	急の				•
	必要により週休日等に勤務				
	した場合に支給 勤務1回				
	につき 6,000円~				
	12,000円(勤務 6 時間超				
	9,000円~18,000)				
	(2)平日深夜に勤務した場				
	合に支給 勤務1回につき				
	3,000円 ~6,000円				